環循施発第2111193号
環循特発第2111195号
令和３年11月22日

室蘭市長　殿

環境省環境再生・資源循環局長
（公印省略）

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について（依頼）

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理については、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（以下「監視円卓会議」という。）等を通じたPCB廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

環境省は、本年３月24日の監視円卓会議において、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理方針（以下「処理方針」という。）を示し、放射性物質による影響がないことが確認できたものについて、JESCO高濃度PCB処理施設（北海道事業所）で処理を行いたいことを説明しました。その後、室蘭市及び北海道から、住民に対する丁寧な説明を求められたことを受けて、７月13日及び10月29日の監視円卓会議において詳細な安全対策も含めた処理方針の説明を行うとともに、７月20日、11月２日及び11月３日の３回にわたって住民説明会を開催し、市民・道民の皆様に処理方針の説明を行ってきました。加えて、８月２日から９月17日にかけて、パブリックコメントを行い、国民の皆様から処理方針に対する多くの御意見をいただきました。監視円卓会議、住民説明会及びパブリックコメントによりいただいた御意見については、十分に検討した上、処理方針へ反映し取りまとめております。

環境省としては、これらのプロセスを通じて地域の関係者の皆様に可能な限り丁寧な説明をさせていただいたものと考えており、別添の処理方針に従い、室蘭市民及び北海道民の皆様に放射性物質による影響を与えることなく、安全に処理を進めていきたいと考えております。

室蘭市におかれましては、処理方針に従って福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理を進めていくことについて、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

収受
-3.11.22
2-186